

垂水市新規就農者施設等整備事業実施要綱（平成28年3月31日告示第44号の6）

最終改正:令和4年3月31日告示第32号の10

改正内容:令和4年3月31日告示第32号の10 [令和4年3月31日]

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市の基幹産業である農業において、農業従事者の高齢化、後継者不足等が進行する中で、持続可能な力強い農業の実現と地域農業の振興を図るため、活動火山周辺地域防災営農対策事業で機械及び施設を整備する新規就農者に対し、補助金を交付することで新規就農者の経済的負担を軽減し、農産物の品質向上を図ることを目的とし、垂水市農林課の所管に係る補助金交付規則（昭和51年規則第11号。以下「規則」という。）第2条に規定する補助事業として、予算の範囲内で垂水市新規就農者施設等整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規就農者 販売を目的として、市内で新たに農業を営む経営体で、後継者を含む。
- (2) 市税等 垂水市における市民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、住宅使用料、水道使用料をいう。
- (3) 滞納 申請する年度において、前号の市税等の過年度分の未納額があることをいう。

（補助対象経費）

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）により行われる活動火山周辺地域防災営農対策に関する経費とする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けている者又はこれと同等の能力があると認められる者であること。
- (2) 申請時に年齢が満55歳以下の者であること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。

（補助率等）

第5条 補助率は、補助対象経費の10分の1とし、補助金の額は200万円を上限とする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第6条 規則第3条第1号に規定する事業計画書及び規則第10条第1号に規定する事業実績書は、別記第1号様式とする。

（補助金の請求）

第7条 規則第12条第1項に規定する請求書は、別記第2号様式とする。

（利用状況報告）

第8条 補助対象者は、事業完了後3年間は毎年4月末日までに、その前年の利用状況について、利用状況報告書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（台帳の備付け）

第9条 市長は、垂水市新規就農者支援給付金支給要綱別記第11号様式を準用し、事業に関する記録を整備するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。